

令和7年度 大津市立藤尾小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、藤尾小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

古くからの歴史を受け継ぐ藤尾学区では、子どもは地域の宝物であるという考えのもと、多くの地域の方の協力があります。しかし、地域のつながりや人と人の輪を長年育んできた藤尾学区でも、近年の児童の減少や新興地域との意識の差・世代間ギャップなど多くの問題が見え隠れしています。また、学級が単級となり、児童相互の関係が固定化しがちで、多面的なものの見方や価値観の違いを認めることが難しくなっています。

本校では、教育目標に「ともに学び、心豊かで、たくましい藤尾の子」を掲げ、ともに学ぶ中で心を通わせ、自他を大切にすること子ども・周囲に流されないうまくましい子どもの育成といじめを許さない開かれた学校を目指し取り組んでいるところです。

また、条例には、以下のような基本理念が定められています。
「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得る場合があります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、藤尾小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処

- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 役割
- (2) 構成員
- (3) 関係する校内委員会等との連携
- (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・
- (1) 基本方針、年間計画の見直し
- (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・・・・・・・

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できます。しかし、ひとたび、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因にも成りかねません。また、子どもたちの中には、集団への過剰同調や異質排除の傾向もあります。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものです。そこで、誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持ち、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであり、責務であるという認識をしっかりと持つ必要があります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が主体的かつ互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

現在本校は、すべての学年が単級であり、密度の濃い人間関係の中で小学校生活を送っています。この密度の濃い人間関係の中では、お互いの位置が固定化され、なれ合いの中で物事がすすむ危険性をはらんでいます。たとえば、軽い気持ちで友だちをたたき、名前がわかっているので名札を付けない、友だちの名前を呼ぶときに呼び捨てにしている、当たり前など、人権感覚が高いとは言えない姿も見られます。それゆえ、未然防止の基本となる、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり学校づくりを行っていくことが大切です。

このため、本校では、安心して安全な学校づくりをまずは、下駄箱の整頓やあいさつのような見える形から始め、実践します。また、規律正しい態度とは、どんな姿かを子どもたちに考えさせると共に、規律正しい態度で学習や運動、行事に取り組めばより気持ちよく過ごせることを経験させていきます。そして、全ての児童が心の通うより良い対人関係を構築できるように育み、いじめを生まない環境を作るために、家庭・地域・その他関係者が一体となった取り組みを継続的に進めます。

また、教育活動全体を通して、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校全体としていじめを許さない雰囲気醸成します。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに關して、本校では、以下のような取組を進めます。

①子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、児童会・委員会活動等子ども主体のいじめ対策に関する取組を実施します。子どもが主体となって、いじめ防止に向けた取組を考え、実行することを通じ、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげます。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめ防止月間を活用し、いじめ防止に関する標語、スローガン、ポスターの作成など、子ども自身がいじめ防止に向けた取組目標を考え、設定できるように支援します。 児童会や委員会を中心とした、いじめ防止の活動を開催します。（ふじおにぎりレターなど）

②子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめ問題や人権教育に関わる専門家による講演会や授業を実施します。また、様々な学校行事や学校生活の全体を通して、子ども自身が、何がいじめにあたるのかを理解するとともに、いじめは人権侵害や犯罪行為であり、人の尊厳を踏みにじる行為であること、人のかけがえのない生命を奪う可能性のある行為であり、どのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施します。さらに、もし自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動をとれるのかを伝えるなど、子どものいじめに対する解決力を育みます。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	社会人活用の講師による情報教育などを通して、情報モラル教育を実施します。さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、インターネット上のいじめの防止対策には、家庭との連携が不可欠となります。また、インターネットに係る被害防止のための講演を実施している団体や企業に依頼し、より専門的な話を受け、インターネットとの関わり方について考える機会を設けます。これらの情報モラル教育に関する授業については、積極的に、授業の様子を HP 等で知らせ、保護者への啓発を図り、家庭の情報モラルの向上にも努めます。
c	相談することの大切さに関する啓発	子どもたちに対し、日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会を捉え、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や SC、保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促します。実際に相談があった場合には、相談した子どもがいじめの被害を受けることがないように対応を行います。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	子どもたちがいじめをしない態度や能力を身につけられるよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえのない生命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育みます。年に 1 回は全学級道徳参観を行います。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	普段の道徳の授業、12 月の人権週間の取組を通して、児童の人権意識を高めます。世界人権デーがある 12 月は、人権の大切さについて集中的に啓発する校内人権週間を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターなどを制作し、校内での掲示などを通じて発表を行

		います。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	校内研究を通して、学び合い学習を追求し、子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めます。さらに、日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育みます。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	学年を超えて異年齢の仲間と交流することを通じ、低学年の子どもの学校生活の不安感を軽減し、高学年の子どものリーダーシップや自己有用感の獲得を目指すとともに、お互いを思いやる心を育てます。

③教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	いじめ防止基本方針を使って職員研修を行い、全職員でいじめの防止に当たります。 さらに、家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、各学校は策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図ります。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努めます。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に、学校いじめ防止基本方針をもとに全教職員に研修を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標や年間計画について共通理解を図ります。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないよう、普段から子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行います。また、毎週のいじめ対策委員会で各学年の状況を共有し、いじめ事案の対応に当たる教員を支援します。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
A	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、原則、毎月、いじめ防止のためのアンケート調査を行います。アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認することとし、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげます。 普段のアンケートに加えて、いじめに特化したアンケートも行います。また、4.5.6年の学級に、クラスマネジメントアンケートを実施します。
B	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月と10月を重点に、教育相談旬間をもうけ、児童一人一人の悩み等を丁寧に聞き取ります。実施にあたっては、子どもが希望する場合は担任以外の教職員への相談も可能とするなど子どもが相談しやすい環境とできるよう、学校の実情や発達段階に応じて工夫します。また、日頃から子どもの学校生活を見守る中で、気になる子どもを発見した場合は、随時個別に面談等を実施すること等により、子どもの心情の把握に努め、いじめの早期発見に努めます。
C	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	管理職や担当教員を中心に、教職員が随時校内を巡回するなど、校内や登下校時の校門等での見守り活動を実施します。
D	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定期的な通信の発行や学校からの電話連絡で、家庭と綿密に連携・協力をします。

②いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
A	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	いじめの疑いの段階で情報を子ども支援コーディネーターに報告することで、各教員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な支援につなぎます。いじめが疑われる事案が起こった際には緊急に対策委員会を招集し、組織的に対応を進めます。いじめ対策委員会の議事録を作成し、アンケート同様学校保管するようにします。
B	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌授業日中に教育委員会に事案概要を報告します。この仕組みにより、教育委員会を含めた組織的かつ適切な対応を可能とするとともに、学校における迅速な組織対応を担保します。
C	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	小規模の良さを生かし、全学年担任で情報を共有します。保幼小中連携事業を通して、いじめに関する情報を共有します。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
「チーム担任制を生かした多面的・多角的な見守り」 学級担任業務を複数の教員で分担し児童とのかかわりを多くもつことで、児童の様子を多くの目で多面的・多角的に見とり、きめ細かな対応をしていきます。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対応を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対応のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①いじめの対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	小規模の良さを生かし、いじめ疑い事案に対して、即時、いじめ対策委員会を開き、対応を協議します。 学校だけでは、対応が困難な場合は、関係機関と連携し、助言を得ながら、早期解決を目指します。また、いじめ対策委員会の議事録を残しておきます（５年保存）。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	関係児童に丁寧に聞き取りをし、確認した事実を記録に残します（５年保存）。いじめ事案の解決に向けて、子どもや保護者の思いを尊重した対応に努めます。また、担任だけで抱え込まず、学年、学校として組織的な対応を進め、事案によっては、教育委員会、福祉部局、警察、関係する学校園、地域各種団体など、関係機関等と連携して対応を行います。
c	インターネット上のいじめへの対応	ＳＮＳやブログ、ゲームサイト等における誹謗中傷やグループ内の仲間はずしなど、インターネット上のいじめを把握した場合は、インターネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、証拠の保全を図る、プロバイダ・サイト管理者や法務局等の関係機関と連携し、書き込みの削除依頼を行う等、適切にその対応にあたります。さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、保護者にも連絡し、家庭と学校が連携して対応を行います。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	法 28 条に規定される「重大事態」など、重大な事案が発生した際は、被害・加害の子ども、その保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努めます。 調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行います。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（５年保存）を徹底します。

f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、たとえ大人の目からは些細に見える事案であっても、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有することで、家庭と学校が連携して子どもへの支援・指導を行います。
---	---------------------	--

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される。組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

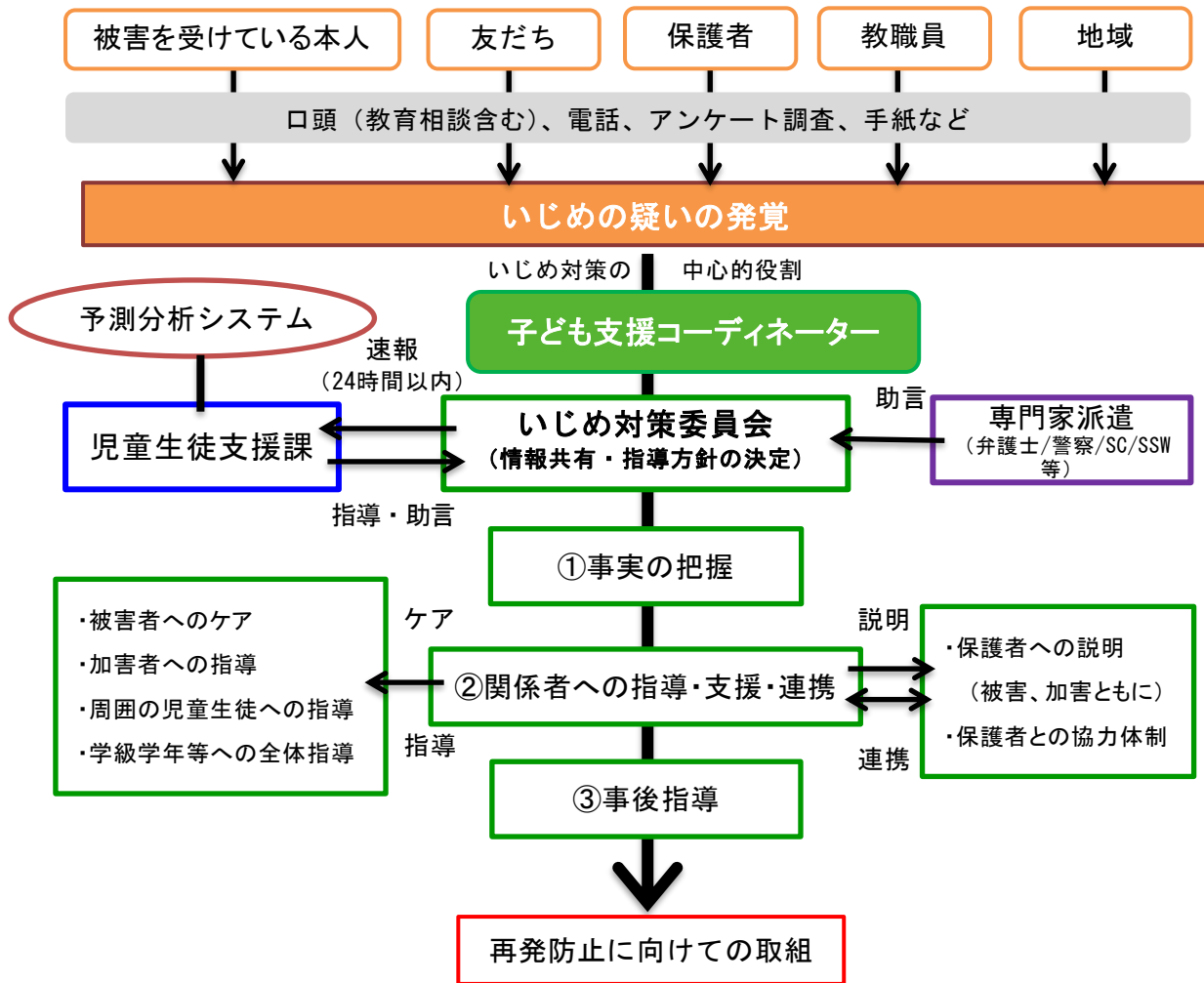
いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、SSW、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、保護者会幹事、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

※定例打ち合わせ（各チーム担任による報告・連絡・相談及び共通理解を行い、職員全体で共有する時間とする。毎週月曜日に実施。）

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈いじめ対策委員会〉〈児童理解〉 （①・②・③） 定例打ち合わせ〈いじめ対策委員会〉 （①・②・③） あいうえおアンケート（②）	学年部・学級開き ① ルール作り① 町別児童会① 1年生歓迎会① 学習参観・懇談会 ②④ 個別懇談会④
5	職員会議〈児童理解〉（①・②・③） 定例打ち合わせ（①・②・③） あいうえおアンケート（②） 子どもを語る会（①・②・③）	校外学習① 全校集会① （生徒指導） 学習参観②④
6	職員会議〈児童理解〉 定例打ち合わせ・（①・②・③） あいうえおアンケート（②） いじめ防止啓発月間（①・④） くらまねアンケート（①・②・③） いじめに特化したアンケート（①・②・③） 専門家による授業及びスマートフォンに関するトラブル対応にかかる授業（①）	拡大いじめ対策委員会（学校運営協議会）（①・②・④） 全校集会① 教育相談①②③ 音楽会②

7	職員会議<児童理解> 定例打ち合わせ (①・②・③) あいうえおアンケート (②) 弁護士等による出前授業 (①・③) 多様性理解に関する授業 (①)	藤尾っ子タイム① 森林環境学習「やまのこ」(①) 個別懇談会④	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④) 地域の学習教室の職員の参加		・職員は積極的に県や市の研修を受ける
9	職員会議<児童理解> 定例打ち合わせ (①・②・③) あいうえおアンケート (②) SNS 上のいじめ防止にかかる授業 (①・④)	藤尾っ子タイム① 道徳一斉公開授業①④	・保護者への情報モラル教育に関連した啓発
10	職員会議<児童理解> 定例打ち合わせ (①・②・③) あいうえおアンケート (②) いじめ防止啓発月間 (①・④) 子どもを語る会 (①・②・③) くらまねアンケート (①・②・③) いじめに特化したアンケート (①・②・③)	運動会① 校外学習① 全校集会① 教育相談①②③	・児童会を中心にした取り組みの実施
11	職員会議<児童理解> 定例打ち合わせ (①・②・③) あいうえおアンケート (②) 6年皇子山中学校区 SNS 講演会 (①・④)	全校集会① 修学旅行① 校外学習①	
12	職員会議<児童理解> 定例打ちあわせ (①・②・③) あいうえおアンケート (②) 人権週間の取り組み (①・④)	拡大いじめ対策委員会(学校運営協議会) (①・②・④) 藤尾っ子タイム① 個別懇談会④	・人権作品の校内放送 ・第二回学校運営協議会
1	職員会議<児童理解> 定例打ち合わせ (①・②・③) あいうえおアンケート (②)	藤尾っ子タイム① フローティングスクール①	
2	職員会議<児童理解> 定例打ち合わせ・(①・②・③) あいうえおアンケート (②) 子どもを語る会 (①・②・③)	全校集会①	・学校評価委員会

3	職員会議<児童理解> 定例打ち合わせ (①・②・③) あいうえおアンケート (②)	6年生を送る会① 卒業式① 拡大いじめ対策員 会(学校運営協議 会) (①・②・ ④) 藤尾っ子タイム①	・ 第三回学 校運営協議 会
年 間 を 通 じ て	いじめ対策委員会 (①・②・③・④) 朝のあいさつ運動、下駄箱チェック、 登下校・休み時間等の見守り、心を豊かにする掲示物 (①・②) 保育園の子と交流しよう (①・④)、中学校との連携・交流①④ クラブ活動・委員会活動でつながり作り (①) スクールカウンセラーの活用 (①・②・③・④) 日記の活用 (②)、ゲストティーチャーの活用 (①・②・④) 連絡帳・電話・家庭訪問等を生かした保護者とのつながり (①・ ②・③・④)		

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④